

使用料の基本的な考え方

1) 自主提案の概要

自主提案については、要求水準書 P25、P99 に示すとおりである。必須施設と一体不可分な施設については、必須施設の提案として扱い県が買い取る。

自主提案に関する事項は、以下のとおりである。

自主提案に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主提案で施設整備を伴う提案においては、建物は別棟とし事業終了後解体が可能なものとする。整備及び解体に係る費用は事業者負担とする。 ・ 要求水準に示す内容以外に、必須施設において自主的に運営を行う提案がある場合には、自主提案とする。 ・ 上記の場合、備品等を自らの費用にて調達し事業者のリスクにて実施する自主提案も認める。

※要求水準書 P99 より抜粋

2) 施設の使用料

- ・ 自主提案施設は、都市公園法の設置許可による使用料を徴収する。
- ・ 必須施設でのカフェ、レストラン、軽食・物販施設の運営は、都市公園法の管理許可による使用料を徴収する。
- ・ 自動販売機は、屋内設置の場合は都市公園法の管理許可とし、屋外の場合は都市公園法の設置許可による使用料を徴収する。

【具体例】

区分	所有	概要	使用料	
施設の設置	県	①必須施設	なし	
		②必須施設の付加提案部分（テニスコート増面等）	なし	
	民	③自主提案施設（温浴施設、カフェ、レストラン、自動販売機（屋外）等）	146 円/m ² ・月	設置許可
施設の管理	県	④必須施設での運営（⑤以外）	なし	
		⑤必須施設での運営（カフェ、レストラン、軽食・物販施設、自動販売機（屋内）等）	2,060 円/m ² ・月	管理許可
	民	⑥自主提案施設（上記③）での運営	なし	

※グラウンドゴルフ、パークゴルフ、フットサルコート等運動施設の自主提案については、施設内容、規模等により使用料の減額について検討し、その使用料については、県が奈良県立都市公園条例に反映する。